

平成30年第1回八千代町議会定例会会議録（第5号）

平成30年3月15日（木曜日）午前9時02分開議

本日の出席議員

議長（6番）	上野 政男君	副議長（3番）	大里 岳史君
1番	増田 光利君	2番	国府田利明君
4番	廣瀬 賢一君	5番	大久保弘子君
7番	中山 勝三君	8番	生井 和巳君
10番	水垣 正弘君	11番	小島 由久君
12番	宮本 直志君	13番	大久保敏夫君
14番	湯本 直君		

本日の欠席議員

9番 大久保 武君

---

説明のため出席をしたる者

町 長	大久保 司君	副 町 長	谷中 聰君
教 育 長	赤松 治君	会 計 管 理 者	柴森 米光君
秘 書 公 室 長 兼 秘 書 課 長	青木 喜栄君	総 務 部 長	鈴木 一男君
企画財政部長 兼まちづくり 推 進 課 長	野村 勇君	保健福祉部長	相田 敏美君
産業建設部長	生井 俊一君	総 務 課 長	中久喜 勉君
消防交通課長	宮本 克典君	税 務 課 長	鈴木 衛君
財 務 課 長	中村 弘君	福 祉 課 長 兼 健康増進課長	宮本 正美君
国保年金課長 兼長寿支援 課 長	塚原 勝美君	産業振興課長	渡辺 孝志君
都市建設課長	木村 和則君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	高野 実君
教育次長兼 学校教育課長	鈴木 忠君	総 務 課 参 事	生井 好雄君

財務課主査 安江 薫君

---

議会事務局の出席者

議会事務局長 秋葉 松男 補 佐 小林 由実  
主 幹 田神 宏道

---

議長（上野政男君） 引き続きご参集をくださいます、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。よって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

#### 議 事 日 程 （第5号）

平成30年3月15日（木）午前9時開議

#### 日程第1 通告による一般質問

---

議長（上野政男君） 傍聴人の方に申し上げます。

地方自治法第130条第1項並びに八千代町議会傍聴規則第11条の規定により、会議を妨害する行為があった場合には退場を命ずることがありますので、あらかじめご注意を申し上げます。

また、八千代町議会傍聴規則第9条の規定により、傍聴席において写真、動画等の撮影及び録音につきましては禁止されておりますので、ご注意を申し上げます。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りくださいますようお願い申し上げます。

また、本日の会議におきまして、町広報係による写真撮影を許可いたしますので、ご了承願います。

---

#### 日程第1 一般質問

議長（上野政男君） 日程第1、通告による一般質問を行います。

昨日の会議に引き続き、順序に従いまして質問を許します。

初めに、1番、増田光利議員の質問を許します。

1番、増田光利議員。

(1番 増田光利君登壇)

1番(増田光利君) 議長の許可を得ましたので、一般質問をいたします。大きくは3点について質問します。

初めに、介護保険法改正について質問します。介護保険制度は、2000年の成立以来、3年に1度の改正で、介護現場はそのたびに振り回されてきたと言われます。2018年4月の6回目の改正に向けて、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案が2017年5月に参議院で可決、成立いたしました。今回の改正の主な内容は、第1に、国は自立支援介護を看板に市町村の介護度改善、給付削減を競争させ、交付金格差をつける、いわゆる財政的インセンティブの新設です。国は、市町村に自立支援の目標を設定し、地域別、年齢別、要介護度別の結果を公表させます。その結果を全国データと比較し、その成果により交付金に格差をつけ、支給するというものです。保険者、市町村への締めつけ法です。これでは自立支援とは名ばかりで、介護度に改善があれば報酬をアップし、介護度の改善ができない事業所にはペナルティー、罰を導入するというものです。これは公的介護保険制度の根幹を変えるものであり、介護を受ける者にとっては、自立が強制され、自立できるような状況でなくても介護から排除され、介護サービスの質の低下を招き、結果的には財源の上昇を招くことが懸念されると言われています。既に要介護度の改善が期待できない高齢者が介護事業者、介護施設に敬遠され、在宅での介護が必要になるリスクが高まると指摘しています。特養ホームは、原則要介護度3以上なのにもかかわらず、要介護1、2の人を容赦なく排除している例が出ているとも聞いています。

そこで、八千代町で要介護1、2の人の特養利用者数あるいは要介護3から要介護2への介護度改善、すなわち判定がえによる特養からの退室について、2014年、2015年、2016年の実情をまずお聞きします。

次に、現在の八千代町における介護度の改善、給付費削減の現況と現況における、先ほどの財政的インセンティブによる交付金への影響をどのように考えているのか伺います。

改正の第2は、介護給付及び予防給付について、一定以上の所得を有する第1号被保

険者、65歳以上の方に係る利用者負担の割合を3割負担にするというものです。既に2015年の前回の改悪で、自己負担は合計所得金額160万円、年金収入が単身で280万円以上の人で2割になりました。自己負担限度額、いわゆる上限額も単身で年金収入383万円以上の方は月3万7,200円から4万4,400円に引き上げられました。さらに、特養ホームや介護老人保健施設に入所した場合、食費や部屋代の自己負担に対する軽減がありますが、その認定基準が厳しくなり、所得だけでなく、単身で1,000万円を超える預貯金を持つ人は補助の対象から外されました。

そして、今度は3割の自己負担です。この3割負担でふえる財源は、保険料が改正のたびに引き上げられ、さらに利用者負担金も引き上げられます。他方で、特養に入れる対象は制限されるなど、介護サービスは引き下げられるといった状況が続いています。自宅に残る配偶者や介護する子世代の家計が圧迫されている声が寄せられています。在宅ではサービスを減らすケースが多く、その分は家族の無償の負担がふえています。2000年の介護保険制度スタートから6回の改正が続いているわけですが、茨城県の場合、この間のスタート時、2012年、2015年、2018年の4時点でそれぞれ保険料、利用者負担金、介護サービスがどのように変化したのか、そしてそれらで発生している問題点を教えてください。

この問題の最後に、八千代町での特養の待機者は、現在どのくらいの人数になっているのか、そして今後の対応策はどのように考えているのか質問します。

2点目として、公立小中学校の教員の長時間労働問題について質問いたします。文部科学省は、昨年4月、2016年度の公立小中学校教員の勤務実態調査の速報値を公表しました。残業が月80時間以上の過労死ラインに達する教員が、小学校で34%、中学校で58%に上るとの調査結果を公表しました。労災に認定される基準で使われる時間外労働の過労死ラインというのは、2カ月平均で月80時間とされ、まさしく教職員の勤務実態は危機的状況であることがわかります。小学校教諭は、平均で平日、1日当たり11時間15分、中学校教諭はさらに11時間32分という長時間労働をしているそうです。

労働基準法は、1日の労働時間を8時間、週40時間以下に制限しています。先ほどの1日当たり時間外労働時間11時間とは、3時間以上になることとなります。週にすると5日で15時間以上、就労日を平均月22日と計算しますから、合計66時間となります。さらに、休日出勤も加えると、1カ月当たりの時間外労働は、過労死ラインとなります。ちなみに、もっと前の1960年、約50年前になりますが、このころには時間外労働は、月

平均8時間だったと言われていましたから、10倍になってしまいます。朝日新聞によれば、文科省は、脱ゆとりにかじを切った2008年の学習指導要領改訂で小中学校の授業時間をふやした。今回の調査と2006年度を比較すると、授業と準備時間の合計は、小学校教諭で1日当たり35分、中学校教諭で30分ふえており、授業の増加が反映された形でありませぬ。

その一方、成績処理や学級経営、部活など時間は減っておらず、結果的に総時間が膨らんでいると言っています。文科省は、指導要領改訂でさらに授業時間をふやそうとしているとも言われております。過労死ラインの長時間労働は、教員の生命と健康を大きく脅かすだけでなく、教育の質そのものを低下させます。加えて、児童生徒の教育を受ける権利をも脅かすものです。先生も次々とふえる仕事に追われ、生徒としっかり向き合えないつらい思いをしているといいます。

そこで、八千代町における教員の労働実態をお聞きいたします。八千代町の公立小中学校の教員は、実態としてそれぞれ平均で、平日1日当たり何時間働いているのか。時間外労働が過労死ラインの月80時間を超える教員は、八千代町の公立小中学校ではそれぞれ何%ほどになるのでしょうか。

次に、労災職業病について質問します。教職員の病気休職者は年間8,000人、うち5,000人が鬱病などの精神疾患と言われ、過労死や過労自殺もたびたび起きています。労働安全衛生法は、過労死を含む労災職業病を防ぐために、常時50人以上の事業所で安全管理者、50人以下の場合は安全衛生推進者あるいは衛生推進者を選任し、労働者の危険または健康障害を防止する措置に関する事、労働者の安全または衛生のための教育の実施に関する事などの業務を管理させなければならないと定めています。八千代町の小中学校では、労災職業病を防ぐためにどのような体制が講じられているか質問します。

文科省はまた、次のように述べています。過労死ラインの長時間労働に対し、まずは学校業務の効率化やスクラップ・アンド・ビルド、学校事務の共同実施、ICTの活用や業務機器の整備・更新、部活動指導、生徒指導、給食指導、学校徴収金などにかかわる専門的、支援的な職員の配置、外部人材の積極的な活用などにより、教員が担う授業以外の業務を縮減することが必要であるとする。また、学校が抱える課題に対応する適正な教職員数の確保が必要である。これらにより通常の学校の業務は、勤務時間内で処理できるようにし、時間外における勤務は学校として臨時に必要となる業務の処理のために限られるようにすることが必要であると述べています。教員の事務負担軽減のた

めに、八千代町ではどのような対策がとられているのか、あるいは考えているのか伺います。

また、文科省は、中学校などの教諭の勤務時間を縮減し、勤務負担を軽減するためには、部活動指導のあり方について見直していくことが不可避であると。まずは、部活動指導について教員以外の専門的な指導者の活用を促進するとともに、部活等による時間外勤務は可能な限り生じることがないように校長が適切に管理監督するよう指導を行うことが必要であると述べています。民間企業やNPOから派遣された外部のコーチの活用などが提言されていますが、八千代町は部活動指導についてどのように対処し、どのような方向性を考えているのでしょうか。

また、八千代町では一番多い部活動では、1週何日、休日も含め、そして1日何時間くらいやっているのでしょうか質問します。

次に、八千代町グリーンビレッジの観光資源としての活用策について質問します。近年、どこの地方自治体でもまちおこしの一環として、現在ある観光資源を見直して、集客に力を入れるようになっていきます。そういう意味でグリーンビレッジは、八千代町の観光資源として貴重な財産だと思います。一方で、近隣の自治体が有する温泉施設などの運営状況については、財政事情が厳しい中で運営と財政支援とのほごまで苦慮していると言われていきます。

そこで、八千代町では、一般会計から八千代町ふるさと公社へ運営委託費は過去3年間どのように推移しているのか、お聞きします。

財政支援の面で、一般会計から際限なく繰り入れることはできません。施設収支の収益面を考えれば、憩遊館の入館者の利用拡大策に取り組まなければ財政面で行き詰まる可能性もあります。まずは、入館者数の過去5年間の推移をお聞きしたいと思います。

入館者の拡大策といっても、施設の充実を進めるにしても、財政的な制約など難しいことばかりだと思います。しかし、集客力を高めるためには、抜本的な投資が必要と考えます。例えば、憩遊館南側道路の思い切った拡張策や花壇の整備など、構造的に変えないと難しいと思います。外部機関、とりわけ産学官連携による総合的な計画を立てるべきだと思います。若い世代の職員の意見を取り入れる方法もあると思います。

私は、八千代町住民の高齢者に対する優遇策として、入館料の割引を提案します。例えば、高齢者と介助者が一緒に入館する場合は、1人分を無料にすることで入館しやすくして、需要を喚起する工夫が必要だと思います。ただ、料金を安くするだけでなく、高

齢化対策の一環として、高齢者が温泉に入ること、他の来館者との交流を楽しめる場所の提供が必要と考えます。憩遊館の振興策について、町ではどのような課題があり、今後に向けた計画を考えているのか伺います。

以上で質問を終わります。

議長（上野政男君） 教育次長。

（教育次長兼学校教育課長 鈴木 忠君登壇）

教育次長兼学校教育課長（鈴木 忠君） 議席番号1番、増田光利議員の通告による一般質問にお答えいたします。

公立小中学校の教員の長時間労働問題についてのご質問ですが、私からは主に当町における現状について答弁させていただきます。

初めに、八千代町における教員の労働実態についてであります。当町の小中学校教員の平日における1日当たり平均労働時間につきましては、小学校で約10時間、中学校で約11時間となっております。また、時間外労働が月に80時間を超える教員ですが、小学校で教員総数86人のうち6人で、約7%、中学校では教員総数54人のうち31人で約57%となっております。文部科学省が昨年4月に公表いたしました2016年度教員勤務実態調査では、小学校教諭の34%、中学校教諭の58%がこのラインを超えていることになっておりますので、当町としましては、中学校教諭については57%でほぼ全国平均の厳しい現状と言えらると思っております。

次に、町内中学校の部活動時間についてですが、原則月曜日と土日のいずれかを休みとしております。時間ですが、平日は2時間、土日は半日となっております。ただし、運動部等での大会前や練習試合等にあつては、時間延長、また土日の両日になる場合もございます。また、民間企業等、またNPOからの部活動外部コーチにつきましては、現在活用の実態はございませんが、一部の部活動におきましては、ボランティアによるコーチ等が指導を行っているケースもございます。

教員の労働環境の改善につきましては、当町では公務を支援するコンピューターシステム導入により事務負担の軽減を進めております。また、健康管理面では、教員の労災職業病で最も多いとされる鬱病等の早期発見のために、努力義務とされるストレスチェックを今年度から実施しております。今後も、教員の労働環境改善に引き続き努力してまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

私からは以上で答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 保健福祉部長。

（保健福祉部長 相田敏美君登壇）

保健福祉部長（相田敏美君） 議席番号1番、増田光利議員の通告による一般質問にお答えします。

介護保険法改正について、八千代町内の要介護1、2の方の特養利用者数についてでございますが、1月末現在、町内にあります特別養護老人ホーム2施設の定員が120人に對しまして、要介護1の方が2名、要介護2の方が5名の合計7名の方が入所されております。

次に、要介護3から要介護2への介護度改善の実情についてでございますが、特別養護老人ホームへの入所者が要介護3から要介護2に判定が変わり、退所するといった事例でございますが、特別養護老人ホームに関しましては、広域型の施設でございますので、はっきりとした数字までは把握し切れておりませんが、施設からそうした相談は年に一、二件ございます。当然入所の判定に当たっては、茨城県特別養護老人ホーム入所指針に基づき、特例入所の該当要件に照らし合わせて保険者としての意見の表明をし、入所判定の委員会で判定をさせていただいております。

なお、町内の特別養護老人ホームの通常待機者につきましては、1月末現在、2つの施設合わせまして76名となっております。通常待機者につきましては、複数の施設に申し込みをしている方もおりますので、実人数ではもう少し少ないのではないかと考えております。特別養護老人ホームに関しましては、第6期計画で20名の定員増がされております。また、定員100名の老人保健施設の整備もされております。今後も施設との密接な連携を図りながら、待機者への丁寧な対応を推進していきたいと考えております。

介護保険料につきましては、そのサービスの充実とともに推移をしております。本町の2000年、平成12年のスタート時の保険料は2,400円でございます。2012年、平成24年が4,400円、2015年、平成27年が5,100円で、2018年、平成30年度からの今回第7期計画では5,200円が基準額となります。また、利用者の負担もスタートのときは1割負担でありましたが、平成27年8月から一定以上の所得者は2割負担となり、平成30年8月からは新たに3割負担が新設されることとなります。

介護サービスについては、平成18年4月から要支援1、2が新設され、予防支援のサービスが細分化され、平成27年には介護予防・日常生活支援総合事業が始まり、予防給付の一部、訪問サービスと通所サービスが市町村事業であります地域支援事業に移行し



ました。こうした多くの改正がなされて現在の介護保険制度となっているわけですが、介護のサービスが必要な人に十分なサービスが提供できるよう、2025年、平成37年を見据えながら、事業量と保険料がバランスのとれた形で推移し、持続可能な介護保険制度として事業を運営していかなければならないと考えております。

その事業の運営に当たり、平成29年の地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部を改正する法律による改正では、財政的なインセンティブ付与の規定が整備されました。全市町村が保険者機能を発揮しまして、自立支援・重度化防止に取り組むよう、1つ目としまして、データに基づく地域の課題分析と対応、2つ目として、適切な指標による実績評価を挙げております。地域の課題解決に積極的に取り組み、その実績が評価されれば財政的に支援が受けられることが保険者機能強化推進交付金として制度化されました。こうした制度も活用して事業運営を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 産業建設部長。

（産業建設部長 生井俊一君登壇）

産業建設部長（生井俊一君） 議席番号1番、増田光利議員の通告による一般質問にお答えいたします。

八千代グリーンビレッジの観光資源としての活用策についてのご質問でございますが、まず一般会計から指定管理者、一般財団法人ふるさと公社への過去3年間の運営費についてでございますが、グリーンビレッジ公園管理費及び農村環境改善センター管理費を合わせまして、平成27年度の委託費が3,617万7,000円、平成28年度と平成29年度の委託費につきましては、同額の4,080万円でございます。

なお、平成28年度から運営委託費が462万3,000円の増額となっておりますが、これは県の最低賃金の引き上げに伴う人件費の増額分、消費税率の改定による増額分、また東日本大震災以降値上げとなった電気代等の光熱費の増額によるものでございます。

次に、入館者の利用拡大策についてでございますが、現在指定管理者が作成しました経営向上のための計画であります業務改善計画に基づき、業務効率化のための施策や入館者及び営業収益増加のための施策等が着実に実行されているところでございます。過去5年間の憩遊館の入館者数の推移であります。平成25年度が6万2,577人、平成26年度が6万687人、平成27年度は関東・東北豪雨災害被災者の受け入れも含めた入館者数になりますが、7万4,163人、平成28年度が6万5,473人、平成29年度は2月末の入館者数

となりますが、6万1,257人と入館者数も6万人台に落ちつき、ここ3年は増加傾向にございます。業務改善計画履行の成果が徐々にあらわれてきている状況かと思われます。

次に、議員さんからご提案をいただきました産官学連携による振興策の協議体等の設置についてでございます。現在一般財団法人八千代町ふるさと公社理事会並びに同評議員会及び町の農業農村の活性化を推進する組織であります八千代町農業農村活性化推進機構、また八千代町役場職員による地方創生推進組織として今年度から活動しております地方創生プロジェクトチーム等にて新たに人を呼び込むための方策等について、必要な協議、検討を行っていただいているところでございます。

今後、このような組織の方々に利用者の方々の満足度を高める取り組みや交流人口をふやすことにつながる取り組みといった振興策等を検討していただきたいと考えております。

次に、町として、八千代グリーンビレッジの総合的な振興策の計画はあるのかというご質問でございますが、基本的には町の第5次総合計画及び平成28年3月に策定されましたまち・ひと・しごと創生総合戦略のもと、都市農村交流の中核施設として、その機能の維持、充実を図り、観光の振興及び移住交流を促進する計画でございます。

具体的には、来場者への案内を充実させるために、案内看板の設置及び更新を実施するとともに、開設以来20年が経過している施設でありますので、老朽化により定期的に修繕をしていかなければならない状況にございます。優先順位や財源等を考慮した年次計画のもとに、修繕工事、改修工事を実施し、利用者の利便性を確保するとともに、施設の延命化を図り、さらなるサービスの充実に努めてまいります。

さらに、町内外への施設の魅力を発信するため、さまざまな催しを開催し、町のイメージキャラクター「八菜丸」や観光大使とともに積極的にPR活動を展開してまいります。

議員さんにご指摘をいただきました憩遊館南側道路の拡張につきましては、憩遊館第1駐車場へのアクセスの道路かと思われます。現道に待避所を設けてありますが、車両のすれ違いには狭隘な道路であり、道路拡幅整備工事につきましては検討課題であると認識をしているところでございます。また、八千代グリーンビレッジ内への花壇等の環境整備につきましては、先ほど答弁をさせていただきました振興策等を検討していただいております組織の方々に地域住民の憩いの場として親しまれる環境の整備につきまして、ご検討をしていただくよう考えております。

次に、憩遊館入館料の高齢者の方々の優遇策、割引でございますが、町民で70歳以上のシニアカード提示者が200円の割引、もしくはいはらきシニアカード提示者が100円の割引を受けられます。その他の入館料の割引につきましては、障害者手帳提示者が200円の割引、また毎月の特定日になりますが、メンズデー、レディースデー、風呂の日が200円の割引となっておりますので、こうした制度を有効に活用していただきたいと考えております。

いずれにいたしましても、八千代グリーンビレッジにつきましては、今後も来場者の方々にご満足いただけるような施設を目指しまして、町と指定管理者が一体となり、適正な維持とさらなる活用に努めてまいりたいと考えております。ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 教育長。

（教育長 赤松 治君登壇）

教育長（赤松 治君） 議席番号1番、増田光利議員の通告による一般質問にお答えします。

八千代町における教員の労働実態並びに中学校の部活動の現状につきましては、先ほど教育次長が申したとおりであります。厳しい労働環境において、労災職業病の防止策というご質問でございますが、教職員の労災職業病で最も多いのは鬱病、躁鬱病、こういった精神疾患がほとんどであります。これにつきましては早期発見、早期治療によって重篤化を防ぐことが大切だと思われまます。そのために学校現場におきましては、管理職に教職員一人一人との面談、それから日常の声かけ、さらには今年度から実施しておりますストレスチェック等による病気の早期発見に努めております。また、病気を発症した場合は、校務分掌の軽減、治療はもちろんのことですが、休養の取得、それから精神的負担の軽減に努めるよう、学校長に指導しております。

続きまして、教員の事務負担軽減のために町ではどのような対策をとっているかというご質問ですが、これにつきましては、まず校務支援システムの導入が挙げられます。このシステムは、児童生徒のデータを入力することによって、コンピューターでの通知表の作成、それから出欠席の情報管理、さらには教員間の情報共有、こういったことが可能となります。これによって事務処理の迅速化、教員の事務負担軽減に役立っております。また、ICTサポーターを派遣しまして、電子化の環境整備、それから教員へのパソコン使用に関する研修、こういったことも実施しております。

生徒指導面においては、不登校児童生徒の解消を図るために、茨城県の事業でもありますが、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、こういった人たちが小中学校に派遣し、専門家によるカウンセリング、さらには家庭訪問を実施するなどしながら生徒指導における学校全体での体制強化を図り、教職員一人一人の負担軽減に努めております。

さらには、週1回の定時退勤日の設定、学校行事に合わせた部活動の休部日設定などを行っております。一部の市町村で今年度実施しておりますお盆休み、それから県民の日、こういったものの学校閉庁日指定についても改善策の一つと考えており、検討をしております。

学校における長時間勤務、特に中学校におけるその解消が急務であるということは十分認識しております。今後も多方面からの人材活用、学校業務の見直し、近隣市町の先進事例等も参考に、改善に向け、引き続き努力してまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 議席番号1番、増田光利議員の通告による一般質問にお答えします。

質問の詳細については、産業建設部長からの答弁のとおりでございます。八千代グリーンビレッジにつきましては、都市農村交流施設として、また町の観光の拠点として位置づけていることから、適正な維持とさらなる活用により利用者の増加を図っていく必要があると考えております。

今後につきましても、利用者の利便性を確保していくため、開設以来20年が経過し、老朽化が目立ってきた憩遊館を中心として、施設の修繕や改修、さらに案内施設の充実に取り組んでいくとともに、町内外へのPRの強化とサービスの向上を図ることにより、さらなる交流人口の拡大に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 再質問ありますか。

1番、増田光利議員。

（1番 増田光利君登壇）

1 番（増田光利君） 議長の許可を得ましたので、再質問したいと思います。

先ほど公立小中学校の教員の長時間労働問題についてご答弁がありましたとおり、中学校では57%という高い率で長時間労働が行われているという報告がありました。これについては、さらに改善していただきたいというふうに考えます。きのうの朝日新聞の3月14日の報道では、生徒の行き過ぎた練習や指導教員の過度の負担などを是正するためのスポーツ庁の有識者会議は、中学の運動部活動に関するガイドラインを検討し、週2日以上休養日を設けるなどを織り込んだ指針案を取りまとめました。今月末までにスポーツ庁が正式決定し、都道府県教育委員会などに通知するとの報道がありました。指針案では、休養日設置のほか、活動時間について平日2時間、休日3時間程度とする上限を設けたそうです。

今後、教育委員会が指針を策定することになりますが、八千代町でも教職員の長時間労働是正のためにも、早急に取り組むことが必要と考えます。具体的な計画はあるのか、教育次長にさらに伺いたいと思います。この長時間労働を放置しないためにも、ぜひ計画を報告していただけるようお願いしたいと思います。

これで再質問とします。

議長（上野政男君） 教育長。

（教育長 赤松 治君登壇）

教育長（赤松 治君） 議席番号1番、増田光利議員の再質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、今年1月、スポーツ庁の有識者会議が運動部のあり方に関する総合的なガイドラインということで、おっしゃったような内容が出されております。これにつきましては、今後の中学校における部活動のあり方を議論するための大きな骨子となっているというふうに思います。ただ、まだ法的な拘束力を有していないものですから、今後議論を重ねられて、これが国の方針、県の方針、そして市町村へとおりてくるというふうに思われると思います。

部活動に関しては、非常に中学校の部活動、長時間労働の大きな要因の一つとなっています。私もそれについては非常に危惧しているところではありますが、いろいろな策を考えながら、校長等におきましては、短い時間でできるだけ質の高い効率的な活動ができるような練習を考える。また、アイデアを使いながら子どもたち一人一人が、やられるのではなく、みずから活動できるような、そういった顧問との人間関係づくり、こういったことも必要かというふうに思っています。

いずれにしても、まだまだ議論を要するところであります。外部コーチにつきましても、今年度、県で実践研究というふうな形で幾つかの中学校の部活動に、3カ月間だけですが、入れて研修をしたというような部分があります。これも現実的には今後県の方針として実施されていくものと考えています。こういったことも含めながら、部活動については、そのあり方について議論を重ねた上で、改善策を計画していければというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 以上で1番、増田光利議員の質問を終わります。

ここで、次の答弁関係課長の入場を許可いたします。

次に、5番、大久保弘子議員の質問を許します。

5番、大久保弘子議員。

（5番 大久保弘子君登壇）

5番（大久保弘子君） ただいま議長より許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、町有地処分についてお伺いいたします。1つ目に、県開発公社への売却について。2016年に町が個人の所有地を3億6,100万円で買うことになりました。財源は土地開発基金2億9,659万9,000円に財政調整基金から1億円を取り崩し、積み増しして購入したという流れです。2017年に県開発公社に4億1,600万円で売却が決まりました。今年2月16日に県開発公社から3万6,454平米に対する売買代金が支払われることになり、2月下旬に入ったということです。8万7,900平米のうち、今回2月末までに3万6,454平米の売買代金が町に支払われたわけですが、残り5万1,446平米、1億6,040万円については、いつ支払われる見通しなのか、お聞きをいたします。

2つ目に、基金積立金についてお伺いいたします。国の方針、行財政改革により、自治体はさまざまな予算を削って基金を積み上げてきました。国は、2016年から地方の基金増大に照準を合わせ、地方財政に余裕があるかのように宣伝し、地方財政削減の地ならしを進めてきましたが、大きな地方からの反発があり、2018年度においては、基本的には一般財源を保障するとしました。しかし、2019年以降は、社会保障費や地方交付税の見直しをしております。地方の基金は財源の節約により、努力して積み立てられたもので、住民要求の実現にこそ活用すべきかと考えます。2015年度まで長期間、2億9,659万9,000円をそのままになっていた土地開発基金は、2016年度末に町有地取得によ

り1億1,855万5,000円になり、今回また県への土地売却費が積み戻された形になります。

そこで、2018年度予算案には、小学校のみの空調設備費が予算化されていますが、今後県開発公社から支払われる町有地処分金1億6,040万円を活用すれば、中学校にも設置を拡充することができるのではないのでしょうか。ストックの仕方と活用方法をお聞きいたします。

質問の2番目に国保都道府県単位化についてお伺いいたします。これまで自治体が主体で行われてきた国保の運営を県が主体で行うという国の方針で、4月からスタートすることになりました。多くの自治体で国保税の引き上げが予想されます。今でも高い国保税で払い切れない町民がふえている中、さらなる負担増をもたらすものです。県単位化の裏側には、国の社会保障費の削減や地方への財源の削減が隠れています。国の路線により、一般会計からの法定外繰り入れを数年後にゼロにし、自治体からは国、県が決めた納付金を100%納めなければならず、納め切れなければ保険税の値上げをしなさいという制度に基づくものです。

当町では、28年度2億6,000万円、29年度で1億8,000万円を一般会計から法定外繰り入れをしており、町民の保険税の引き上げを抑えてきました。当町の1人当たりの保険税は県内7番目に高く、高過ぎて払い切れないという多くの町民の皆さんの声が寄せられています。今でも短期保険証の発行数はふえており、滞納も増加しています。

そこで、(1)として、一般会計からの法定外繰り入れについてお聞きいたします。1つ目に、国保の被保険者は、年金生活者や非正規労働者など、所得の低い方が約7割を占めるという状況です。県が一律に保険料を示し、納付を強制する中で、今後一般会計からの法定外繰り入れをしていかなければ町はやりくりができなくなるのではないかと。

2つ目に、県は二、三年ごとに保険税の見直しをしようと言っていますが、一般会計からの法定外繰り入れを減らしていけば、見直しのたびに被保険者の負担がふえていき、滞納がふえ、県からは徴収強化が迫られる。町も町民も負担が増大することになるのではないかと。

3つ目に、今回の1億円の法定外繰り入れは、29年度比8,000万円減、28年度比1億6,000万円の減になっております。保険税の引き上げを前提にして算定したものか、お聞きいたします。

1億円の法定外繰り入れは、29年度国保会計補正額から上げた8,336万円も含めた金額と聞きましたが、そうであれば純然たる一般会計からの繰入額は約2,000万円になるので

はないですか。あと29年度の半分の繰入額で保険税を引き上げずに済んだのではないかと、お聞きいたします。

(2)として、国の狙いは、社会保障費の削減、地方への財源の削減です。国保会計の悪循環の大もとは、国庫負担割合の半減によるもので、国の負担割合増と県独自の一般会計からの繰り入れで標準保険料の引き下げを求めるべきだと思います。

(3)として、国から低所得者に対する軽減分が町の国保会計に繰り入れられています。今後はどうなるのか、お聞きいたします。また、働き手が世帯主1人であるのに子ども一人一人に保険税をかける均等割は軽減すべきではないかと、お聞きいたします。

次に、地域防災計画についてお伺いいたします。東日本大震災が発生し、丸7年がたちました。今なお復興道半ばです。関連死も含めて犠牲者2万2,000人以上、7万3,000人以上が避難生活を送っているとの報道がありました。また、気候変動による水害なども各地で発生しており、つい最近では鬼怒川の決壊による大洪水が発生しました。この間、当町では、避難訓練や防災計画の見直しなどが進められてきました。

そこで、1つ目に、当町の防災計画の計画書の見直しはどのくらい進んでいるのか、お伺いいたします。

2つ目に、避難所に指定されている小学校等の防災拠点としての機能強化についてお伺いいたします。①として、福祉避難所の設置増と必要な備品の配置について、現在の当町の福祉避難所はどうなっているのか、お聞きいたします。現在の設置状況で災害発生時、高齢者や障害者、妊産婦などへの対応は難しいのではないのでしょうか。要支援者名簿づくりや、障害者が参加する地域防災訓練などの取り組みと同時に、防災拠点である小学校等に福祉避難スペースを確保し、障害者用トイレや車椅子、そのほか必要な備品の配置をすべきかと考えますが、いかがでしょうか。

2つ目に、発電機は停電時対応に必要な不可欠なものかと思いますが、現在どこに何基あるのか、お聞きいたします。また、各避難所への設置計画はどうなっているのか、お聞きいたします。

3つ目に、通学路の危険箇所の点検として、カーブミラーや避難路に面した宅地擁壁の崩壊による危険箇所の調査及び対策についてお伺いいたします。

(3)として、年1回の避難訓練が行われるようになり、防災意識の啓発が図られてきました。しかし、まだまだ地域単位では全体のものになっていないように思います。行政区ごとに懇談会等を開催し、災害発生時に備えて日常的な意識を高めていくことが



大切かと思いますが、対策をお聞きいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（上野政男君） 企画財政部長。

（企画財政部長兼まちづくり推進課長 野村 勇君登壇）

企画財政部長兼まちづくり推進課長（野村 勇君） ただいまの議席番号5番、大久保弘子議員の通告による一般質問にお答えさせていただきたいと思います。

ご質問は、町有地の処分についてということで、まず1点目、県開発公社への売却についてでございますが、八千代工業団地の土地につきましては、平成28年11月2日に開催されました臨時議会におきまして、土地取得の同意をいただきまして取得したものでございます。取得に当たりましては、その性質、町のほかの事業に与える影響を最小限に抑えるため、土地開発基金を活用して購入いたしました。土地取得前の土地開発基金の残高は2億9,659万9,000円で、購入価格の3億6,100万円に6,440万円ほど不足しておりましたので、取得に先立ち、10月20日に開催されました臨時議会で補正予算の同意をいただき、一般会計経由で財政調整基金から1億円を繰り入れて購入いたしました。

そして先般、平成30年2月16日に開催されました臨時議会におきまして、町有地、八千代工業団地の東地区3万6,454平米について、処分及びその関連の補正予算を可決していただきましたので、同日付で土地開発基金から1億7,240万円で購入し、同額で茨城県開発公社に売却いたしました。これによりまして、土地開発基金の現在高は、土地取得前の残高とほぼ同額の2億9,045万円となっております。

そして、西地区5万1,510平米につきましては、平成30年度に入ってから茨城県開発公社に2億4,360万円で売却いたしますが、既に手付金8,320万円をいただいておりますので、これを売買代金に充当いたしますので、この後、茨城県開発公社から受け取る額は1億6,040万円ということになります。

議員ご指摘の、いつごろその金額が入るのかということでございますが、開発公社によりまして、年度を越しまして、準備が整い次第、できるだけ早い期間に八千代町のほうにお支払いすると、このように申されております。

2点目の基金積立金とその活用についてでございます。土地開発基金の残高は、先ほども申し上げましたように、2億9,045万円でございますが、この中には土地売買の手付金8,320万円が含まれておりますので、一度これを一般会計に戻してから、売買金額の1億8,860万円を購入代金として土地開発基金に繰り入れをしますと3億9,659万8,000円

が土地開発基金の最終的な金額になります。土地開発基金は、公用もしくは公共用に供する土地または公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るために、昭和46年に設置された定額運用基金でございます。公共用地の先行取得による事業の円滑な推進という基金の目的が決まっておりますので、今後の土地需要を視野に入れながら、目的に沿った利活用を検討してまいります。

議員ご指摘の2億9,000万円ほどの金額をどのようにというご質問でございますが、これにつきましては、土地開発基金に一般財源を取り組み、このようなものを勘案いたしますが、基金としてどのくらいの金額を残しておくかということを考えて、今後の検討課題になりますが、当初予算にこそ反映はできておりませんが、一度基金に積み入れた当該財源は、これを一般会計の財源不足に対応するため、条例整備、法的な整備が必要になりますので、これを早急に取り組みまして、法律に抵触しない形で当面の事業推進に必要な資金運用ができるよう方向性を模索していきたいと、このように考えております。この件につきましては、他の自治体でも例がございますので、研究いたしまして、法整備を進めさせていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 保健福祉部長。

（保健福祉部長 相田敏美君登壇）

保健福祉部長（相田敏美君） 議席番号5番、大久保弘子議員の通告による一般質問にお答えします。

国保都道府県単位化について、一般会計からの法定外繰り入れについてでございますが、一般会計からの法定外繰入金は、平成24年度が約9,900万円、平成25年度が約1億1,500万円、平成26年度が約1億4,000万円、平成27年度が約1億7,900万円、平成28年度が約2億6,500万円で、過去5年間の合計では7億9,800万円となっております。国民健康保険は、被保険者の方が安心して医療を受けていただくことができるよう、加入者一人一人が保険料を納めていただくことで成り立っている医療保険制度でございます。その医療費を補うための財源は、国、県、市町村などからの法定内の公費と加入者の皆様から納めていただく国保税で賄うこととされております。しかし、本町の国保財政は、深刻な財源不足に陥っており、一般会計からの法定外繰り入れによって何とか運営している状況でございます。この財源不足を法定外で補填し続けることは、国保加入者以外

の町民の方との負担の公平性の観点からも対応が求められておりました。このため、平成30年度から県に国保事業費納付金を納めることとなったことに伴い、国保税率の改正をさせていただき、一般会計からの法定外繰入金の減額をさせていただいたところでございます。

また、厚生労働省保険局国民健康保険課長名で、平成30年1月29日に「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」の通知が発出され、市町村は計画的に赤字の削減・解消を図るため、基本計画、目標設定、取り組み等について都道府県と協議を行い、定めることとされております。計画の期間は、原則6年以内とされ、計画の第1年次は平成30年度以降とされております。今後、県と協議を行った上で、計画を定めてまいりたいと考えております。

次に、低所得者への負担軽減と合わせて子どもの均等割の軽減をでございますが、低所得者の方へは、所得水準に応じた均等割と平等割の軽減制度がございます。また、本町の国保に加入している18歳以下の被保険者は、2月28日現在999人でございます。18歳以下の被保険者の均等割額を全額免除とした場合、約3,000万円の財源が必要となってまいります。本町の国保財政は、先ほども申しましたように深刻な財源不足に陥っており、一般会計の法定外繰り入れによって何とか運営している状況でございますので、子どもの均等割軽減の財源を確保し、均等割の軽減を実施することは大変困難であります。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 総務部長。

（総務部長 鈴木一男君登壇）

総務部長（鈴木一男君） 議席番号5番、大久保弘子議員の通告による一般質問にお答えいたします。

まず、ご質問の1点目の計画書の見直しを進捗でございますが、八千代町地域防災計画は、災害対策基本法、八千代町防災会議条例の規定に基づき、八千代町防災会議が作成する計画であります。本計画は、平成25年3月の改定以降、上位計画である茨城県地域防災計画の見直し、国の方針や各種法令等の改正、町の組織再編などを踏まえ、八千代町の災害警戒や対策本部体制の再編等が必要となったため、今回計画の内容を大きく見直すことになりました。見直しの主なポイントといたしましては、災害対策基本法や水防法の改正、災害基本計画の修正、避難勧告等に関するガイドラインの変更等、また

茨城県地域防災計画の修正や新たな防災知識の普及、情報システムの導入による情報共有に関する事項など、関係法令や上位計画との整合性を図るとともに、八千代町の実情に照らした内容の見直しを行ってまいりました。

策定した計画案につきましては、本年1月にパブリックコメントにより一般住民の方々からご意見をいただき、3月1日には国、県、町、警察、消防、自衛隊、関係企業、関係団体等をメンバーとする八千代町防災会議において計画の内容を協議、決定し、現在計画書の成果品の最終校正を行っている段階でございます。また、最終的には計画の概要版も作成し、町内全戸に配布予定であります。

次に、ご質問の2点目の指定避難所である小学校等の機能強化についてでございますが、福祉避難所につきましては、本年1月に町内の特別養護老人ホーム、障害者施設、介護老人保健施設5施設と災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定を締結し、災害が発生した場合において、施設の一部を使用した福祉避難所の設置運営についてご協力をいただいているところでございます。

しかしながら、福祉避難所は、災害発生後、直ちに開設されるわけではないことから、災害時すぐに避難できる一般の避難所である小中学校等の中に福祉避難スペースとして介護や医療相談等を受けることができる空間を確保することが要配慮者保護の観点及び運営面からも重要なことと考えております。小中学校等については、必ずしもバリアフリー化されていないことから、障害者用トイレやスロープ等の設備の設置、通信途絶や停電等を想定した通信機材や非常用発電機、照明器具などの物資、機材の備蓄、整備、さらには要配慮者の避難生活を支援するための人材の確保など必要となってまいりますので、社会福祉施設や医療機関等とも連携を図りながら、順次備品等の整備について進めてまいりたいと考えております。

なお、現在の発電機の整備状況ということでございますが、役場敷地内、また総合体育館の北側の防災倉庫のほうに大型、小型の発電機4基が整備、そちらに格納してある状況でございます。また、災害の非常時につきましては、学校の発電用機器等も活用した中で対応してまいりたいと考えております。

また、避難路の安全確保の観点から、危険箇所等の点検ということでございますが、3点目のご質問の防災懇談会の開催についてのご質問とも関連してまいります。指定避難所及び指定一時避難場所までの避難ルートにおける危険箇所は、日頃そこで生活している地元住民でなければわからないことも多いかと思われまます。そういったことか

ら、地域において懇談会や学習会、危険箇所の点検等による地域防災マップの作成や避難訓練などを行うことにより、平常時から地域において災害時の危険回避ルートの把握や避難行動時における助け合いの体制づくりをすることが大切となってまいります。

昨年は、西豊田地区コミュニティにおいて、防災士を講師に招いての防災講演会を開催した経緯等がございますが、今後もコミュニティ推進協議会や行政区、さらには地域防災組織等との連携を図りながら、地域コミュニティ活動の中で、災害ハザードマップ等を活用した防災懇談会を開催し、地域の実情に応じたタイムラインの作成や避難訓練の実施ができるよう働きかけていきたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 議席番号5番、大久保弘子議員の通告による一般質問にお答えします。

町有地処分については、ただいま企画財政部長から答弁があったとおりでございます。今般の土地取引による5,500万円の利益につきましては、小中学校の教育環境の整備や少子高齢化対策、主要町道及び生活道の整備、そして防災対策など、町が抱える身近な生活課題の解決に向けて、その財源として活用してまいる所存であります。

また、土地開発基金の残高は、最終的に4億円に近い金額となる見込みであります。今後を展望いたしますと、公民館や体育館の老朽化あるいは広域消防八千代分署の更新など、今後の土地需要にかかわってくる可能性もあり、中長期的な課題と認識しているところでございます。そのため、土地購入の原価であります3億6,100万円につきましても、ひとまず基金に繰り入れをした後、議員ご指摘のように今後の土地需要や一般会計における財政需要を勘案した上、法令整備を含めた処分を検討してまいります。

土地開発基金は、これまでに先行取得という機動力を生かし、多くの公共用地の取得に活用されてきましたが、この10年余り、鏡ヶ池ゴルフ場跡地を購入するまでは、基金を活用した土地取得の実績はございませんでした。また、基金設置当時と現在とを比較いたしますと、社会情勢の変化から基金の設置目的と現在の行政課題との間に大きな隔たりがあることも事実で、今後こうした状況を考慮し、土地開発基金の運用のあり方についても見直しを検討してまいりたいと考えております。

次に、国保都道府県単位化について、一般会計からの法定外繰り入れについてでござ

いますが、一般会計からの法定外繰り入れは、過去5年間の間で約7億9,800万円となっております。1年間に1億6,000万円ぐらい今まで繰り入れした経過がございます。国民健康保険に加入している被保険者の方は、高齢者の方や定年等により会社を退職し、収入の少なくなった方が多く加入しております。このため、今までも一般会計から法定外繰り入れを行い、財政援助をしております。国保の財源不足を法定外繰入金で補填し続けることは、他の施策に影響を及ぼすことが懸念されるため、今後も慎重に判断していく必要があります。町としましては、国保特別会計の救済を図りつつ、一般会計の健全な運営も確保しながら、町民の皆様に納得していただけるような財政運営に努めてまいります。

次に、県独自の一般会計法定外繰り入れをでございますが、国民健康保険は、低所得者の方が多く加入している医療保険であり、国民皆保険制度の根幹をなす保険制度でございます。しかし、国保特別会計の運営につきましては、県内ほとんどの市町村が大変厳しい財政運営となっております。国、県のさらなる財政支援が必要であると考えておりますので、この国民皆保険を支える国保が将来にわたり持続可能な制度となるよう、国、県に要望してまいりたいと考えております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、地域防災計画の進捗につきましては、総務部長が答弁したとおりであります。平成27年度の関東・東北豪雨災害は記憶に新しいところでありますが、近年、集中的な豪雨による浸水や洪水などの危険性が高まっており、風水害に対する対応の強化が重要な課題となっております。

また、東日本大震災から7年が経過し、被災地の一日も早い復興が望まれる中、東海地震や首都圏直下型地震など発生が心配されるなど、防災の備えはますます重要となっております。このような中、国の方針や各種法令等が改正されたことに伴い、上位計画である茨城県地域防災計画の見直しが行われ、併せて平成29年度からは、当町におきましても部制による組織再編が行われたことを踏まえ、町の災害対策体制の再編等が必要となったことから、このたび八千代町地域防災計画の見直しを行ったところでございます。

町といたしましては、今後この計画に基づき、災害による被害を未然に防ぐとともに、被害を最小限にとどめるための対策や災害が発生した場合の初動対応、避難所の整備、充実も含めた被災者への対策など、より一層の防災体制の強化を図ってまいりたいと考

えております。

しかしながら、災害による危険への対応の原則は、自分の命は自分で守るという自助、共助の精神であることから、地域における学習会や危険箇所の点検把握による防災マップづくりなどを通じて、町民一人一人の防災意識の高揚や、災害時における地域の協力体制を構築していくことが大変重要であります。

こうしたことから、コミュニティ推進協議会や行政区等との連携を図りながら、さらなる防災に対する学習機会の提供を積極的に推進してまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

以上であります。

議長（上野政男君） 再質問ありますか。

5番、大久保弘子議員。

（5番 大久保弘子君登壇）

5番（大久保弘子君） ただいま議長より再質問の許可をいただきましたので、質問をさせていただきたいと思います。

基金積立金の活用については、先ほど執行部の方からご答弁をいただいて、条例改正、法改正を今後検討していくというお話でしたので、できるだけ早い時期に活用が、町民のためにできるような形でお願いしたいと思います。

国保の都道府県単位化についてですが、町民の公平性ということで先ほどご答弁をいただきました。しかしながら、八千代町の国保加入者は、全世帯の7割に及んでおります。この7割の国保世帯被保険者が今後、今回は大きな値上げが計画されましたけれども、今後さらに2回、3回と6年後には二、三倍の保険料になるというふうに思われます。それでは町民の命や暮らし、健康は守れないのではないのでしょうか。お金がなければ医者にもかかれない。負担がふえればお金がなくなると、そういうことになります。

それで、先ほど1回目の質問の中で、30年度の国保会計において、29年度の補正額、繰出金ですね、いわば国保会計を整理するために、都道府県化に向けて整理するために残った金額というか国保の会計、それを8,336万円一般会計に繰り出して、それに2,000万円ほどプラスした形で1億円の一般会計からの法定外繰り入れを行ったわけです。ですから、実質約2,000万円を30年度の本予算から繰り出すという形になるのではないのでしょうか。今回の保険税の値上げについて、29年度の半分、1億8,000万円の繰り入れの半分です。国は法定外繰り入れを段階的にと言っておりますし、今回の改正については一般

会計からの繰り入れを行いなさいと言っているわけなのです。しかし、町は本予算から実質2,000万円しか繰り入れない、そういう状況にあると思います。それで、皆さんの国保税、4月から引き上げが大幅になるということではないでしょうか。

それで、今後も同じ法定外繰り入れは、今回30年度と同じ算出方法で行われるのか、お聞きいたします。補正からの繰り出しはあり得るのか、お聞きいたします。

それと、今回値上げによる増収分は約6,500万円見込まれております。今後1億円の法定外繰り入れを3年後、6年後に減らし、国の方針どおりにゼロにするならば、町民の保険税は約7年後からは3倍の値上げになることが予想されます。一般会計からの法定外繰り入れを継続して今以上の引き上げを抑えるべきではないでしょうか。答弁を求めます。

以上、再質問を終わります。

議長（上野政男君） 保健福祉部長。

（保健福祉部長 相田敏美君登壇）

保健福祉部長（相田敏美君） 5番、大久保弘子議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、29年度の補正予算で8,336万円の一般会計の繰り出しというお話がございました。こちらにつきましては、国保特別会計の部分で28年度の実際の会計の精算を行ったところで出産育児の一時金とか法定繰入金の部分とか、そういうもので一旦精算をさせていただいて、一般会計のほうに繰り出しをさせていただいたと。あくまで財源不足を補う意味で法定外をいただいているということになるかと思えます。これは、各特別会計の繰出金の基本的なことになるかと思えますけれども、そういうものでございまして、また新たに30年度予算でございまして、特別会計としまして法定内の繰り入れと、それから法定外で今回国民健康保険の特別会計には1億円の法定外繰入金をいただいて予算の編成作業を進めてまいりましたということになります。そういう中で、県への納付金の金額もございまして、本来の特別会計の趣旨であります公的な支援と、それから加入被保険者の方の保険料で予算編成をさせていただいたというような状況でございまして、その中で国保税の改正も必要が生じたためにさせていただきました。

この後、一般会計からの法定外の繰入金の状況の件でございまして、これにつきましては先ほどの答弁の中でもありましたように、計画を策定することが求められてございまして、県と協議を行いながら、求められる計画の内容も精査しながら、今後



計画策定を進めていきたいというように考えておりますので、その先につきましては、現在のところだとそういうものも含めた中で今後検討させていただきたいという内容でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 最後に、再々質問ありますか。

5番、大久保弘子議員。

（5番 大久保弘子君登壇）

5番（大久保弘子君） 議長より許可をいただきましたので、再々質問をさせていただきます。

今の部長よりの答弁でしたけれども、お金に色はつけられないと思うのです。でも、結局国保会計を県単位にするために残ったお金8,336万円だと私は思うのです。それを一般会計に繰り出して、子育て支援とか、そういうものに、本来ならそれがなくてもしなくてはならないのに、子育て支援とかそちらに回した。しかし、結局は1億円の繰り出しに回した形になるのではないですか。それはちょっとそう思います。

それで、県議会において、町長にお願いしますが、大井川知事は、国の負担を増額することを求めることを約束しました。一般会計からの法定外繰り入れの継続を強く求めます。先ほどの国保の補正、29年度の補正のような残金と言ったらいいのでしょうか、残ったお金、今後30年度においても、31年度の繰り出しに使われるのでしょうか。それは、今後は全くないのでしょうか。そこもお聞きをいたします。

3回目の答弁を求めまして質問を終わります。

議長（上野政男君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 今回の保険税の改正等においては、県一本になるということございまして、今回30年度保険税の値上げということで、まだ議会の予算は通っておりませんが、値上げを町民にお願いするわけでございまして、今までも法定外繰り入れ、先ほど申した5年間で8億円も一般会計から繰り入れした経過がございます。大久保弘子議員は何か誤解しているようなので、金には色はあれですが、町としては一般町民の7割近く入っているということで2億円近い繰り入れをやっていたわけでございます。2億6,000万円ぐらい繰り入れた経過がございます。今後も30年度県一本でやりますが、値上げしても今の保険制度、高度医療あるいは被保険者の高齢化と、金がかかるわけで

ございますが、値上げの中で保険税と1億円繰り入れしておりますので、予算内で済めば我々としても大変喜んでいような次第でございます。健康づくり等いろいろありますが、足りなくなった場合にはやはりある程度の、1億円以上の繰り入れをしなくては、県でどういう対応をしてくれるかわかりませんが、県で対応できないと市町村におろした場合には、町としてもやはり今までどおり繰り入れはしなくてはならないと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（上野政男君） 以上で5番、大久保弘子議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

（午前10時46分）

---

議長（上野政男君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

（午前11時02分）

---

議長（上野政男君） 次に、13番、大久保敏夫議員の質問を許します。

13番、大久保敏夫議員。

（13番 大久保敏夫君登壇）

13番（大久保敏夫君） ただいま議長の許可がありましたので、一般質問をさせていただきます。

また、質問に入る前に一言、さきの議会においては、湯本直議員が38歳のときより議会議員となられて、50年の歴史を刻んで、50年勤続の賞をいただきました。大変めでたいことであり、なおかつまた生存叙勲の栄にも浴していただきました。私も26歳のときから43年間のおつき合いをしている者として、これだけの議員生活をやってこられた湯本直氏に改めてご苦労さまでしたと、おめでとうございましたと申し上げておきたいと思ひます。どうもおめでとうございました。

さて、本論に入りたいと思ひます。一般質問における項目につきましては、私の項目につきましては2つの案件でございます。個人情報保護法における町長の守秘義務違反等の部分は、私もこの件に関しては1年余にわたって質問をさせていただいております。私は今回の質問の中で、八千代町のいわば政治、八千代町の町民の意識が問われる一つの大きな境目に来ているのだという認識の中で、この一般質問に私は立たせていただいております。

町長におきましては、昨年の12月13日に在宅起訴になりました。在宅起訴というのは、この時点から、起訴されたというのは、あなたはもう被告人の立場になり得ている部分であります。私もきょうは、八千代町の議会の議場でありますから、敬意を表してその文言は使わずに、町長として私も呼称させていただきたいと、こう思っています。加えて、在宅起訴されたということは、基本的に、繰り返すようでありますけれども、本来であればあなたは身柄をとられて、この場にはいようはずもないのであります。ただし、証拠隠滅、逃亡のおそれがないということで、それは猶予されて在宅のまま、うちにいるまま、その被告人としてのレッテルを張りますというのが検察の考え方であろうかと思えます。

また、検察においても、多分にさきの議会でも何度もありましたように、強制わいせつ事件の千葉県の女性の問題、三城ゆり子歌手の県迷惑防止条例の問題については、中には不起訴あるいはまた不起訴したけれども、県の検察審査会において不起訴は不当ということで差し戻しになった経緯、それを受けてまた不起訴というふうになった事件があったわけでありましてけれども、今回は水戸地検においては、多分に私の想像の域を超えることはありますけれども、公判維持ができるかと踏んで検察は、私は在宅起訴に踏み切ったのだと、こういうふうに思っております。

加えて、この八千代町の議会においては、この在宅起訴に反応して、昨年の12月14日に辞職勧告案が出されて、議長を除いた13名の中で8対5で辞職勧告案が可決されております。この流れを受けて、今年の2月22日に初公判ということになったわけでありませう。

私は、ここで、町長に1つ、第1点お聞きしておきたいことは、役場職員が、今居並んでいる部長、課長等あるいは一般職員も含めて、このような立場に、逮捕されたと。警察においては書類送検をして検察庁に行って起訴か不起訴かとなっていく流れの中で、町長はいみじくも、今回の問題を何ひとつ、検察の一つの行動にも、議会の行動にも何の反応も示さずに来ております。1つ聞いておきたいことは、八千代町職員が、刑事事件がもし、かっぱらいなのか、万引きなのか、交通違反なのか等々の中でもし逮捕され、起訴され、裁判にかけられて、1審、2審、3審までいったという流れがあったときに、町長のお考えの中で、公務員たる者がもしそのような、今段階を踏んだ中で、どの時点でその公務員は役場へ出てきてはならないということになるのか。最高裁まで決まるまで好きなだけ来ていればいいのだよと。部長職であろうが課長職であろうが、そういう

ふうな中でこの件に関しては、どのように町長は職員に対しては考えているのか。

町長は、在宅起訴されたときに、ある新聞機関において、こういうコメントをしています。捜査に協力をしていきたいと。捜査に協力をするということは、起訴された時点で捜査はないのですよ。あるはずもないのです。警察の手から離れたのだから。そういう対応というのは、世の中を混乱させているというふうに私は思っています。八千代町の出向している職員が飲酒運転等で捕まりました。その後の下妻広域における処罰はどのような基準で、どのような考えのもとにこの人は処罰をされていったのか、その経緯もお聞きしたいと思います。

八千代町において今ささやかれていることは、いみじくも、おとといあたりの政治も、籠池あるいはまた等々の政治の中で、自民党の重鎮である村上という元大臣はこのように言うておりました。政治にジャスティスがなくなったのだと。ジャスティスというのは何だといったら、下に字幕が出てきて、正義がなくなったのだと。それが日本の今置かれている現状だから、政と官の区別をお互いにちゃんとしなければならないと言うております。八千代町もそれを問われています。

町長にもう一つお聞きしたいことは、この案件について、自分が置かれている点について、私が一般質問の中で終始述べたように、この件に関しては、私は何ひとつ漏らしていないと。しかし、先日初公判が、22日に、先月行われたわけですが、そこでも、いろいろなやりとりがあったわけでありまして。ある部分では町長、私は心配している部分もあるのです。裁判長から、「大久保被告人、職業は」と問われ、「80歳です」とお答えをした。質疑がかみ合わない場面もあったというマスコミ報道、私も現場で傍聴していて、その言葉を一言一句漏らさず聞いておりました。私がこの問題の中で、単なる政敵だというふうな考え方の捉えだけならば、私はそんなにこういう問題でやってはいません。八千代町の常識と八千代町のモラルが問われているから私は言うているのです。これが子どもたちにも、一般社会人の人たちにもオーケーなのだということが通るのだしたら、町会議員であろうが、大政治家だろうが、犯罪は犯罪だと。自分の身分が最高裁まで行って結論が出るまで身分が保障されるのだということが八千代町には通るのだということがもしあったら、大変な問題だということを私は提起しているのです。

町民の声、いろんな声を聞きます。あえて申しませんよ。あえて申しません。卒業式、今度は入学式、いろいろあるでしょうが、いろんなところの公共の場で、八千代の長としての最高権力者としての考え方が挨拶の中で述べられる。しかし、町民の声は違うと

ころにあるのです。私は今回の一つの流れを見てきて、告訴されてもだめ、関係ない。起訴されても関係ない。一般の人たちの声が聞こえても関係ない。最高裁まで行ってからの話だと。その辺をまず2点ほど聞かせていただいて、副町長にもちょっとお聞きしたいのですが、副町長と書いてありますから。職員の、町長がいない間、補佐している、あるいはまた逆の場合もあるのでしょうか、八千代町職員の出勤体制というものは、毎日毎日把握しているのか。それとも1週間ぐらいたってからわかることなのか。場合によっては部長、課長あたりしか俺らにはわからないのだといえば、総務課でやっているからといえばそれはそれでいいのですが、その出勤体制がどういうふうな形で副町長は把握しているのか、その点もお聞かせいただいて、答弁によってまた再質問の必要性があれば、お聞きしたいと思います。

以上です。

議長（上野政男君） 副町長。

（副町長 谷中 聰君登壇）

副町長（谷中 聰君） 13番、大久保敏夫議員の一般質問にお答え申し上げます。

職員の出勤体制ということでございますが、年休等、休み等につきましては、八千代町事務処理規定によりまして規定しているところでございます。その中で、課員の休暇につきましては、課長が掌握、課長までの職員につきましては部長が掌握してございます。部長の年休につきましては、私のほうで決裁をしているということで、細かく一般の職員につきましては、各課長なり部長が掌握しております。

以上でございます。

議長（上野政男君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 議席番号13番、大久保敏夫議員の通告による一般質問にお答えします。

職員については、ただいま副町長が答弁したとおりであります。私も刑事事件の被告になったときの対応でございますが、一般論として、私もいろいろ検事さんとも話ししてまいりましたが、どちらを選ぶのだということでございます。略式でも構わないと。私は自分の主張もありますので、裁判のほうを選ぶということを判断してなったわけでございます。いろいろ私も何回ともなく告訴されておりますが、疑惑のデパートみたいなことをやっております、町民の方に迷惑をかけております。

また、先ほど職員に対して、副町長が答弁したわけですが、交通事故、飲酒運転等であった場合には、略式裁判ということで判決が出るわけですが。判決が出たときに町としても、我々としても職員に対し、いろいろと町の規則に照らし合わせまして対応するわけですので、ご了解をいただきたいと思います。

議長（上野政男君） 再質問ありますか。

13番、大久保敏夫議員。

（13番 大久保敏夫君登壇）

13番（大久保敏夫君） 再質問させていただきます。

お答えしていただきましたけれども、お話にならないというか、カエルに小便に近いぐらいな話で、全然町長、自分の置かれている身というものを、自分だけのことにとらわれる中で、自分の我欲と最高裁までやっていけば、あと七、八カ月だから、終わってしまうからと、その辺の考え方しかないというのが一般町民の考え方なのです。漏らしていたのか漏らしていないのかと私はさっき聞きましたよ。町長は漏らしていないと言って、ずっと私も役場職員も、一人たりとも漏らしてはいないのだと言い切ってきたではないですか。何で今度は違うのですか。漏らしていないのなら漏らしていないと言ってくださいよ。職員の今言った刑罰について、一つの略式なり、何なりの処罰が出たのでやったと。それに基づいてやった。だから、そういう中で、今回の問題もあなたがそこまで言いづらいならば、議会も広域行政の人もみんな知っているように、3カ月間の出勤停止をし、八千代町の分限規則にのっとって出したのではないですか。あなたが出したのでしょうよ。そういう人ですら3カ月間は出勤していなかったのでしょう。あなたは起訴された身であってもまで来ているのだよ、こうやって。私が言いたいのは、そういうふうなことをしても、我々町会議員も、職員も含めて八千代町の公務員たる者、公僕たる者が、もしそういうことに陥ったときは、最高裁まで戦うまで、結果出るまでは、どんな事件があろうとも大丈夫なのだ。そういうふうな解釈につながっていくのではないですか。

いみじくも今、検察官とのやりとりが出ました。まさかこの場でそれが出るとは思いませんでした。略式起訴でもいいのですよ。略式ということは有罪ですよ。罰金であろうが何であろうが。あなたは法廷論争を選んだわけです。だったら、自分の身分というものを一時停止して、検察庁というものは私は警察があつて、警察が対応して、事件が立件できる書類がそろったときにおいて検察庁のほうへ書類送検をすると。書類送検

した、それを受理した検察においては、その事件を不起訴にするか起訴を猶予にするか、起訴にするかを選ぶわけです。検察官が恩情をかけて、多分に、略式ということもありますよ。いや、俺、それではすぐやめなくてはならないから嫌だ。あなたが何回も言ったように、最高裁まで争いますよと挑んできたときもあった。検察庁というのは、私は知識の乏しい中でも、そういう処罰に対する、今中央でもやっているように、最高権力の中において決めるのだと私は思っています。場合によっては、町長という、いわば有権者でなった首長を罪人にするわけですから、多分に、場合によっては、水戸地検だけでは済まない部分もあったのではないかというふうに私は思っているくらいです。

そういう中で、今回の問題、職員に対するいろんなことが起きたとき、1日たりとも休むことなく、出勤はさせておいて、交通事故だろうが万引きだろうが、窃盗だろうが、捕まっても役場には出てきてもいいという解釈が、八千代町長の一つの考え方の中にそういうものが成り立つのだという解釈でいいかどうかということ私をもう一回聞きたいと思います。自分の考えの中に、ある程度の考え方をどういうふうに見せられたのか、聞かされたのか私はわかりませんよ。でも、裁判の中で出てきた検察側の提出の中にICレコーダーの提出をしますからということで、裁判官のほうに提示されました。今回の部分を、ではあなたに通じるものは一つしかないのではないですか。あとは住民運動ですか。法的な根拠の中で何ひとつとらわれないということであれば、そういう方法論しか私はないのではないかというふうに考えますけれども。

谷中副町長に、先ほどの職員の件、2月22日に大久保司町長の初公判が開かれました。そのときに、青木室長が裁判に傍聴に来ていました。もう一人いたような気がするけれども、役付ではないから名前を言わない。この青木室長の当日の扱いはどういう報告になっているのか、お聞きしたい。

町長、これからの考え方の中に幾つも出てくるわけですが、これから仮に判決で、前は最高裁まで戦うとか、絶対漏らしていないのだということを終始一貫私の一般質問では述べていたわけですが、先ほど申しあげましたように、まだ漏らしていないというふうな考え方なのか、いや違うということなのか。

もう一つは、初公判は開かれ始まったわけですから、これに対して、もし有罪が出たときはどうなるのですか。先ほども繰り返すようですが、一般市民は違うほうへ考え方が向いているのです。耳ざわりのいい人しか周りにいないから、空気が違うのでしょうか、八千代一中の父兄に言われましたよ、来てもらわなくてよかったと。東中へ

行ってらってよかったと。挨拶によっては怒鳴ってやるべと思っていただけだと言っていましたよ。その2点、お聞きしたいと思います。

議長（上野政男君） 一言申し上げます。

大久保議員、大久保町長に申し上げます。刑事事件の調査を受けている最中でも、町村の一般事務である限り、議長の許可により質問をすることができます。会議規則61条の第1項、この場合、実際の運営上、捜査中の事件であるだけに、議会からの質問及び長のこれに対する答弁は慎重を期さなければなりません。よろしくお願いします。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 13番、大久保敏夫議員の質問に答えたいと思います。

私としても、裁判と町政運営は別であります。裁判は裁判として、裁判所において私の主張を明らかにしていく所存でございますが、町政運営にも引き続き邁進してまいる所存であります。

以上であります。

（何事か発言する者あり）

議長（上野政男君） お静かに願います。

副町長。

（副町長 谷中 聰君登壇）

副町長（谷中 聰君） 13番、大久保敏夫議員の再質問にお答え申し上げます。

2月の件でございますが、秘書公室長につきましては休暇をとっておりました。内容については、後ほど報告いただいたのですが、最近、地方公共団体を取り巻く環境はなかなか厳しいものがありまして、いろいろと公務執行妨害や不当要求等、もろもろありまして、中には裁判に至っているような行政もあります。そういうことで、せつかくの機会なので、参考になると思い、行ってまいったと、そういう報告を受けているところでございます。

以上でございます。

議長（上野政男君） 最後に、再々質問ありますか。

13番、大久保敏夫議員。

（13番 大久保敏夫君登壇）

13番（大久保敏夫君） 議長の許可がありましたので、最終の再々質問させていただきます。



ます。

今議長のほうからの発言、あるいはまた町長のほうで裁判中ということでお話であります。では、角度を変えて質問させていただきます。町長、裁判に至る問題が問題なのです。裁判に逃げ込めば、あとは町民との、議会との考え方は聞く必要はないのだと。それは一番問題な話でしょうよ。そこに至る中での、起訴されるということの一つのけじめというのは大きいのです。起訴されたということは、自分の人格がなくなったと同じなのです。私もここで大久保被告人と言いたいのです。今までの中で、町長は、終始一貫、漏らしていないと。町民に対する守秘義務、役場の中にある行政の秘密を一切漏らしていないのだと。職員もそうなのだ。そう言い切ったでしょうよ。

最後に一つ、ここだけは答えておいてください。今までにおける四、五回にわたるこの件については漏らしていないというふうな感覚で町長は今でも思っているのか。裁判には関係ないですよ。裁判に関係あるとすれば、一つそのことが事実として、あなたはどこかで認めているところがあるのでしょうか。一連の中で幾つもの、水戸地検に寄せられた、3つの警察署に手を煩わせる事件の流れの中で、強制わいせつについては不起訴、県迷惑防止条例については検察が不起訴としたものを、検察審査会は不起訴不当という結論を出したのです。誰が見ても偏った考え方に立っているから、これはもう一回審議し直せといって水戸地検に差し戻しになった案件でありました。その後、また水戸地検において不起訴ということが出たので、もう一回当事者はやろうと思っても、時間と金がかかることだから諦めて、その事件は流れました。

今回の問題というのは、町長が裁判を盾に、今議長のほうから言ったように、公判を盾に、このことが葬り去られるとしたならば、八千代町の行政運営、政治も絡む中で、ここまでは許されるのだと。ここまではやってもいいのだと。最後は自分らで裁判でやっていることと俺が個人でやっていることは別なのだ。この考え方、多分これも中には町内に流れている放送もあるのでしょうか。八千代町職員は、こういう生き方で通るのだと。よかったと。俺らもし万が一何かあっても最高裁まで持っていけば、身分は保障されるのだと。首になるおそれはないのだということが、一人でも考えることがある人がいたらどうなりますか。さっきの話で町長、答えていないこと、大事なことを答えていないです。八千代町職員もそういうことが起きて、同じような扱いになるのか、ならないのかの答えを私は答えてもらっていない。八千代町の中の空気の中で、誰が町長になろうが、誰が議員になろうが、そんなの関係ないけれども、このようなこ

とが通るといふのだったら話は別だというのが八千代町の大多数の考え方です。

私は、今回の事件というものを告訴した当事者でありますから、あえてこのことについてはっきり申し上げると、あなたの首をとろうとか、何か町長の座から引きずりおろそうかと、そういう話で私が質問に立っているのではないのです。先ほど言った八千代町の正義というか、八千代町の常識というか、そういうものを私は今回の件でこのまま見逃すことができないから言っているのです。ある人に私のことを漏らした。こういうことがこれからどれだけ漏らしても関係ないのだと。訴えられれば最後まで裁判で争うのだからそれでいいのだと。そういう考えというか空気が八千代町にあふれることを心配しているから私は申し上げているわけであります。

町長に最後に、八千代町職員も同じようなことが起きたとき、八千代町、裁判で決定するまでは、先ほど言ったように略式起訴であれ何であろうが、結論出るまでは八千代町の役場へ出勤していてもいいという考え方に立つのか、それを1つお聞きしたい。

4回、5回にわたって私は漏らしていないと言ったことの、裁判であろうが何であろうが、その前に本会議場で言った、あなたの答えは終始一貫しているのかどうか、その2点だけお聞きをしておきたいと思います。

それから、副町長、先ほどの件なのですが、勉強になるために公室長ともう一名の職員が行ったと。副町長、役場内では、この町長の事件というものはどう捉えているのだから、ちょっとお聞きしたいのです。あるいは今言ったように、暴漢が来るから、何があるから、本会議開かれるたびに役場職員が3人も4人もエレベーターから、下から上がってくるのからおりてくるのまで、議場へ入るまで、3人も4人もついて回る。そんなに八千代町の役場職員は暇なのか。個人の問題でしょうよ。誰かが暴漢してくるから、議員らでもとっかかりそうなあれして。そんなばかな、そんな暇があったら別なほうで力を注いで、町長は何の、自分で一点の曇りもなく生きてきたというのだから、堂々としたものでしょうよ。3人も4人もまわりついて、議員らでも脇を通ったらここは通らないでくださいと言いたげな顔して。冗談ではないよ。

その点についても副町長の考え方を聞いて、いろいろ申し上げましたけれども、私の一般質問につきましては、ある部分においては、これからの八千代町の町民も、政治をやる者も、猛省をしながら、なおかつこのような事態が続くようであれば、私はもう少し町民に、町政の、あるいはまた行政にかかわる者の生き方というものがもう少しちゃんとした生き方を見せていかないと、役場職員の若い人たちのためにも、これからの八

千代町町民の若い人たちのためにも私は影響が大だと思しますので、きょうの考えを聞いて、私なりの考え方も自分なりに考えていきたいと、こういうふうに思います。

残り10分になりましたので、もったいないですが、終わりにします。

議長（上野政男君） 副町長。

（副町長 谷中 聰君登壇）

副町長（谷中 聰君） 13番、大久保敏夫議員の再々質問にお答え申し上げます。

町長の件につきましては、町としましては、現在裁判進行中のため、見守っている状況でございます。

また、2点目の秘書課の職員の対応につきましては、再考させていただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（上野政男君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいまの再々質問に対して答弁したいと思います。

八千代町の職員が犯罪、交通違反を起こしたということでございますが……

（「何の犯罪でもだよ。1つのことを話しているのじゃないよ。何の犯罪でも起こしたときだよ」と呼ぶ者あり）

町長（大久保 司君） 注意してくださいよ、答弁しているのに。

議長（上野政男君） 静粛に願います。

町長（大久保 司君） 職員のこと聞くというから言っているのだんべよ。だめだよ。

議長（上野政男君） 議席の発言を控えてください。

（「町長、答弁やめろよ。答える必要ないよ」と呼ぶ者あり）

町長（大久保 司君） 職員については、略式で判決出たから、下妻には広域の判例がないというわけで、下妻では罰則がでかいから、八千代の判例ということで3カ月とした経過がありますが、判決、私も略式で判決出れば、それなりに対応することですが、私は裁判を最高裁までやると何回か言った経過がございます。大久保議員等においても、前回、前々回か、肉を切らせて骨を切るなんて、江戸時代の話ありましたが、私は常識というものがある。だから私も5回も、さっき申したとおり、町長として町民の信任を得たのですが、判決が出た場合にはそれなりの覚悟はしています。前にも最高裁までやるということを私は言っておりますので、何回言っても同じですが、今回も裁

判中のことなので、裁判のいろいろのことについては遠慮させていただきます。

議長（上野政男君） 以上で13番、大久保敏夫議員の質問を終わります。

次に、2番、国府田利明議員の質問を許します。

2番、国府田利明議員。

ここで、国府田利明議員より資料を配付したいとの申し出がありましたので、許可をいたします。

（職員配付）

（2番 国府田利明君登壇）

2番（国府田利明君） ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。お昼の時間ですが、議員各位の皆様、そして傍聴にいらっしゃっている皆様、本当に私の一般質問で……

議長（上野政男君） 国府田議員、資料配付がまだ終わっていないのです。

2番（国府田利明君） はい。おつき合い願えればと思いますので、よろしく願いを申し上げます。私の項目は2項目となっております。通告順序に従いまして質問をいたします。

まず、項目1の町長の地方税法違反（秘密漏えい）についてです。今、国会では、森友学園の文書改ざん等の問題で世間が大きな騒ぎとなり、政治不信になっております。佐川国税庁長官が辞職をし、佐川氏の国会招致の方向となっております。安倍総理は、昭恵夫人が関与をしていたら、総理大臣だけではなく、国会議員もやめるとの発言も以前いたしました。

また、他県である兵庫県西宮市の今村市長は、1月4日に新聞記者に対しまして、「殺すぞ」、「寄るな」などの暴言を吐き、世の中を騒がせるということもありました。市長はその後、一身上の都合により、2月20日に辞職をされました。また、西宮市議会では、市長の退職金減額条例案が100分の70、約3割減で、約700万円から800万円減給とのことと検討がされました。内容は、市のイメージを損なったこと等のございました。

国や他自治体の首長の話をしていただきましたが、これより本題である八千代町のことに入らせていただきます。町長による刑事事件、地方税法違反、秘密漏洩罪は、テレビ報道や新聞で、マスコミでも取り上げられ、町民はもとより、多くの人々が知っていることであります。昨年12月の定例会の会期中に、水戸検察庁より在宅起訴され、現在町長は、在宅起訴をされている身であります。その後、町長は、コメントを出しました。内容は、

議会中に町政に停滞を招いたことは大変に遺憾だとの内容だったかというふうに思います。

先月、2月22日に初公判が行われました。私も水戸に所用があり、またこの八千代町にとって重大なことですので、傍聴をしてみました。町長は、被告人として裁判官に名前を聞かれた際、住所を言っておりました。職業を聞かれると年齢を言っておりました。その都度裁判官に注意をされておりました。検察官が被告である大久保司氏に対して罪を読み上げ、町長は被害者の個人情報漏えいはしていないとの主張であり、町長の弁護士側も無罪を主張しておりました。新聞やテレビを見た町民からは、またかと。一体何をやっているのだ。いいかげんにしてほしい。説明をしてほしいとの声が私のところへもたくさん多く寄せられてきております。今後、被告として裁判が進んでいくわけですが、今後の進退について、説明責任、そして責任のとり方について等を含めて伺ってまいりたいというふうに思います。

まず、町長にお伺いをいたします。先ほど大久保議員のほうからもありまして、町長の答弁で、略式起訴ではなく裁判をすることを選んだのだと。では、その裁判を選んだ理由をご説明ください。

次に、町長は、初公判で無罪を主張し、検察庁へは大変遺憾だとコメントを出されておりますけれども、検察庁の判断は町長は間違っているとのことでよろしいのでしょうか。

そして、3点目といたしまして、前定例会で町長辞職勧告決議案が可決をされました。それについて辞職すべきとの声が半数以上であり、即辞職すべきだと思いますが、答弁願います。

これで3点となりますが、最後に4点目といたしまして、町長の4年間1期分の退職金は、私が知る範囲では約1,760万円になるかと思いますが、町長には退職金をもらう資格はないという町民が多くおりますが、退職金について町長はもらうお考えなのか、お伺いをいたします。4点です。

副町長にお伺いをいたします。2点お伺いをいたします。町長の在宅起訴を受けたことに対しまして、この町長の行動に対しまして副町長のご見解をお聞かせください。

2点目といたしまして、先ほど資料配付をさせていただきましたけれども、八千代町には政治倫理条例が制定、これは大久保町長が3年前に提案をされたわけでございますけれども、そして可決されたものであります。この八千代町政治倫理条例の項目の中に、

町長及び議員は、町政に携わる権能及び責務を深く自覚しなければならない。品位または名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑いを持たれるおそれのある行為をしないことというふうにありますけれども、まさに公人として品位や名誉を損なうふさわしくない行為であり、政治倫理条例違反に値すると思いますが、ご答弁をお願いいたします。

続きまして、第2項目めとなる町長の町政運営の指針について入らせていただきます。前回は町政運営の指針とのことで質問をさせていただきまして、日野自動車関連企業の進出の件や農産物のブランド化、自主財源の確保等さまざまな質問をしてみました。近隣市町村の常総市の神達市長は、先月である2月に、今年の方針の方向性の指針の、ユークレブでの会見になるかと思うのですけれども、会見を行い、私も拝見をいたしました。この八千代町での今年の方針について伺ってまいりたいというふうに思います。

2点町長にお伺いをいたします。1点目といたしまして、町長は、将来を見据えた中でどのような町にしていくお考えなのかをお伺いいたします。

2点目といたしまして、この町の目玉となるものは何かということをごどのように考えているのか、お尋ねをいたします。

以上、簡潔に答弁漏れのないように明確なご答弁をお願いいたします。

議長（上野政男君） 副町長。

（副町長 谷中 聰君登壇）

副町長（谷中 聰君） 議席番号2番、国府田利明議員の通告による一般質問にお答え申し上げます。

まず1点目、町長の起訴を受けて、また2点目、政治倫理条例違反と思われる件についてということですが、どちらにつきましても、現在裁判中ですので、答弁は控えさせていただきます。ご理解いただきたいと思います。

議長（上野政男君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 議席番号2番、国府田利明議員の通告による一般質問にお答えします。

町長の地方税違反についてであります。大久保敏夫議員の質問にあったように、裁判中ですので、意見は申し述べるのは控えさせていただきます。

また、コメント等を出したということですが、こういうことで遺憾であると

というのが一般常識のコメントかとも、また退職金等につきましては、通告もありませんので、国府田議員大体知っているような部分でございますので、はっきり私はわかりませんので、意見を述べるのは差しおきたいと思います。

そのほか、町政運営等につきましても、指針等につきましても申し述べたいと思います。本町の財政を取り巻く環境は依然として厳しいものであり、安定した財源確保に向けて実効性のある取り組みを持続的に推進するとともに、町の指針として示した「八千代町第3次行財政集中改革プラン」のもと、全庁総力を挙げて、歳入歳出の両面からさらなる見直しを行ってまいります。

また、これまでも八千代町第5次総合計画等に基づきまして、人口増加や産業振興、子育て支援など、多くの施策を実施してきましたが、社会情勢の変化は予想を超えて、早期の対策を講じる必要性から、平成28年3月に、「八千代町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、平成31年度までに重点的に取り組むべき課題及び取り組みを選択と集中という形で明らかにしているところであります。

私どもは、どのような状況下においても、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指しており、町民の方も、この思いは決して変わるものではないと確信しております。また、私は就任当初より町民の皆様と「対話と協調のまちづくり」を第一に町政を運営していますので、今後においてもさまざまな対話の機会等を通じ、議員各位を初め多くの町民の皆様と積極的に意見交換を行い、まちづくりに反映していきたいと考えておりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いたします。

議長（上野政男君） 再質問ありますか。

2番、国府田利明議員。

（2番 国府田利明君登壇）

2番（国府田利明君） ただいま議長より再質問の許可をいただきましたので、再質問をさせていただきたいというふうに思います。

町長からの、まず1点目の町長の地方税法違反（秘密漏えい）については、裁判中の身であるのでというふうな形で答弁を差し控えさせていただきたいというふうにおっしゃられた答弁になるわけですがけれども、先ほど大久保議員が質問したとき、町長は略式を選ばず裁判を選んだのだというふうに答弁を、それは今裁判中だけれども、自分で答弁されていますよね。そして、また質問している辞職勧告決議案が可決されたことについて、即辞職すべきと思いますが、ご答弁願います。これに対しても答弁が漏れており

ます。

では、ちょっと質問の角度を変えて質問をさせていただきたいというふうに思います。副町長に質問をいたしましたけれども、政治倫理条例、町長が自分で品位や名誉を損なう一切の行為を慎み、その疑いを持たれる行為をしないこと、3年前につくったのですよ。自分で提案して議会で可決をされて。手元にあるかと思うのですが、第2条第2項にそれが書かれています。(5)には、職務上知り得た情報を不正に利用しないことと、そういったことにも書かれております。そして町長は、町に迷惑をかけているというふうなことを大久保議員の質問の中ではありました。そのことに対して、町に迷惑をかけているという意識がきちんとあるのかなと私は思ったのですが、町長は、略式起訴というのは認めるということです。裁判を続けていくというのは、自分の主張をしていく。コメントでも自分の主張は裁判ですていくといったことをコメントを出されたかと、私の記憶であればそうコメントを出したかと思います。そもそも町長が先ほどおっしゃいましたけれども、町民との対話を大切にする町政運営をしていく、自分がこれだけのことを起こして、刑事事件、告訴されたのは何回目ですか。町民説明、議会説明、何にもしていないではないですか。本当にいいかげんにしてほしいです。

では、町長にこの政治倫理条例に自分が違反しているかどうかという点、1点、そして町長は辞職勧告決議案が可決されても辞職をされない理由、そして町長職を続けている理由もお聞かせください。

そして、先ほどありましたけれども、判決が出ればそのときに考えるというふうなことの答弁が大久保議員の質問の中でありましたけれども、それはそのときには辞職をするということなのか。最高裁まで戦うということなのか。そこを答弁願いたいというふうに思っております。

そして、もう一点、今も町長として自分が適任者だというふうな意識をお持ちなのか、お願いをいたします。

そして、副町長には、先ほど答弁は差し控えさせていただきたいというふうなご答弁だったわけですが、町長が起訴されて、何らかのことがあれば副町長がいろんなことを指揮をとっていかなければならなくなるわけでありまして。そういった中で、あくまでそういった、そうなった場合の対応はどのように副町長として考えているのか、ご答弁を願えればというふうに思います。

2点目といたしまして、この町政運営なのですが、町長からご説明ありました



けれども、きのうからきょうにかけて一般質問行われております。国民健康保険の質問、中山先輩や大久保弘子先輩、質問されておりました。非常に今重要な国保がというふうな、重要なことなわけです。これは質問ではなくて、一般会計からの法定外繰り入れは、本来国保税で国保の支出は補わなければならないと私は思っているのですが、そういった中で、ほかにも来年茨城ゆめ国体もあります。そういった形の中で目玉が何なのか。神達市長は少子化対策、定住促進、いろいろと約8分間にわたって述べられていました。東京都の目黒区との協定や、そういったさまざまな取り組みを行っているのですけれども、町長の町政運営の指針というのが明確にはっきりわからないのです。前もおっしゃいましたけれども、自主財源の確保はどうすればいいのか。そういったことも含めて、町長、今年はどういった町政運営をするのかというのを自分の持論でお答えいただければと思いますので、答弁をよろしく願いいたします。

議長（上野政男君） 副町長。

（副町長 谷中 聰君登壇）

副町長（谷中 聰君） 議席番号2番、国府田利明議員の再質問にお答えいたします。

仮定の答弁はいたしかねますが、有事の際につきましては、地方自治法並びに地方公務員法に従い、対応していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

議長（上野政男君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいまの国府田利明議員の再質問にお答えします。

裁判中のことについては、遠慮したいと思います。そのほかコメント、町長辞職勧告案、コメントとしては遺憾であるということで、非常に私も残念ということでございます。

そのほか私の町政運営の指針として、先ほど申し述べたとおりであります。初めに、町の指針としては、第3次行財政改革プランということで策定してありますが、職員初めいろいろな歳出の見直し等もありまして、それを実施していきたいと考えております。

次に、町の計画では第5次総合計画に基づきまして、人口増加あるいは産業振興、子育て支援と多くの施策を実施していきたいと考えております。私の町政運営の予算の骨子、2日目に町政運営として1時間近く皆さんに意見を述べさせていただきましたが、神達市長は8分間ということでございます。私も詳しく細かくやっております。また、八千代町の創生事業として、まち・ひと・しごと創生総合戦略ということで策定してあ

りますので、31年度までは重点的に取り組んでいきたいと考えております。私も誰もが安心して暮らせるまちづくり、また就任当初より対話と協調ということで運営してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（上野政男君） 最後に、再々質問ありますか。

2番、国府田利明議員。

（2番 国府田利明君登壇）

2番（国府田利明君） 議長より再々質問の許可をいただきましたので、再々質問をしたいというふうに思ひます。

本来、再々質問で違うことを聞きたいのですけれども、町長の答弁漏れがちょっと多くて、町長として適任かどうかということを知っているのですよ。あと町長がつくった政治倫理条例、手元にありますか。これに反しているかどうかを知っているのですよ。先ほど副町長に聞きましたよね。それを聞いているのですよ。自分でつくった条例ですよ。それに反しているかどうかということを知っているのです。ちんぷんかんぷんな本当に答弁で。そこを答弁を求めていきたいという部分と、先ほど大久保議員のほうからも、職員が同じことをした場合、違う自治体では職員が、それは飲酒なのですけれども、飲酒運転をしてしまった。そういった場合、八千代町でも、たしか昨年の6月にそういったことがあったかと思ひますけれども、そういったことがあった場合、たしかほかの自治体では町長や副町長は最高責任者として1割の減給をするとか、それが決まっていることではないのです。決まっていることではないのですけれども、首長として責任のとり方、道義的な問題を言っているのです。この裁判のこともそうです。裁判だから、裁判やっているから、八千代町は60分、再質問、再々質問までやったら、答弁逃れてしまえばいい。私もここに立っている以上、町民の代表として、町民との対話をしていく町政運営をするのだったら、ちゃんと真摯に向き合つて、議会や町民に説明してくださいよ。今どういったふうな形で世の中が動いているのかということも本当に町長は把握をされているのかどうかというふうに疑問に感じてしまいます。

町長の町政運営に、まず再々質問なので、きちんと答弁してください。わからなければ、ゆっくり、まだ時間はありますので、メモをとっていただいて結構でございますので。1として、この八千代町の政治倫理条例、町民の代表として品位または名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑いを持たれるおそれのある行為をしないこと。そして、職務上知り得た情報を不正に利用しないこと。これに該当するのかし

ないのか。これは条例ですからね。それが1点。

そして、2点目に、町長としてふさわしいと思っているのかどうかは2点目です。

そして、3点目として、今は裁判中とはおっしゃいましたけれども、ずっと個人情報保護のこと、漏えいはしていないのだ、していないのだ。勝手に訴えるなら訴えろ。そこまで言って、告訴をしたくもない大久保議員は、そういった形の中で自分が招いたことなのです。そういった中で町長は、最高裁まで戦うのだとまで言い切ったわけですね。ですが、先ほどの答弁だと、一応結果が出たら、そのときに考えるみたいな含みを持たすような答弁がありましたけれども、最高裁まで戦っていくのかどうか。

退職金のことに関しましては、私のほうでも実際西宮市のほうには連絡もしてきちんと全て調べてありますけれども、町長にそういったことで、今後そういったことをちょっと、一議員として検討をしてみたいというふうに思っております。ちなみに、西宮市のことは、あれは刑事事件ではないですからね。いわば町長でいうならセクハラ事件のことで世間を騒がせたと。市のイメージダウンをさせたということで、市議会はそういった対応を検討したということでございます。

1点目として政治倫理条例違反をしていないということ、いるかないのか。2点目といたしまして、町長は適任と思っているのかどうか。3点目として、さっき含みを持たせる話だったので、最後まで戦うのかどうか。裁判中だからどうこうといっても話をしたくないというふうに、答弁をしたくないのだなというふうに感じましたので、対話をするような一般質問にはならないので、自分の意向だけを、裁判中なのはわかっていますから、最高裁まで戦うなら戦うと、そういった形でその3点を質問したいと思います。

そして、町政運営に関しましても再度質問を1点したいというふうに思っております。先ほども言いましたけれども、国保の話はしますけれども、質問はしません。国保のことですが、私も教育民生常任委員会に初めてなって、700万円の予算がつけられていることに対して、人間ドック1人2万円当たりの350人分、健康を促進していくために、それが350人先着順で埋まってしまうわけです。そういったことにもっと力を注いでいただけたらいいなと思ったり、ジェネリックをもっと推進していくとか、いろんな方向性があると思うのですけれども、口では少子化対策だとか、いろんなことを言えますよ。だけれども、実質他市町村に比べても、ちょっと首長としての動きが鈍いというかないとか、八千代町はこうしていくのだというふうな。けさのニュースでこういったこ

と言われていました。川崎市では、学習塾の、そういった小学校、中学校、そして高校、あと家庭教師関係もそうですか、そういったことに支援をしていくのだというふうな、けさニュース等もやられていました。そういったふうに非常によい取り組みだなと私は思って拝見をさせていただいたのですけれども、そういったニュースになるような、そのぐらいの目玉になるような施策、町政運営を考えていただきたいというふうに思っております。農産物のブランド化もされておられません、実質。ですので、その目玉、何なのか、もうちょっと、第5次総合計画に書いてあるとかいっても、ここに傍聴に来られている方は第5次総合計画がわからない方もいると思いますので、もっとかみ砕いて、こういう町にしていくのだというふうなことを言うていただければなというふうに思います。

とにかく町長の1点目の守秘義務違反の3点については、ちゃんと明確に答弁をお願い申し上げます。政治倫理条例違反をしたのか、していないのかというふうな意識と自分が町長として適任かどうかということ。3点目として、最高裁まで戦っていくのかどうか、はっきり明確に答弁をお願いします。

以上、明確な答弁を求めまして、私の一般質問を終わりにします。

議長（上野政男君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 2番、国府田議員の再々質問に答弁したいと思います。

1点目の職員の問題、上司に波及するののかという、いろいろ本人は停職3カ月ということでございまして、八千代町の倫理条例を適用してなったわけですが、上司は下妻の稲葉市長であります。当然稲葉市長がなるわけで、倫理的な条例からすれば、稲葉市長がさかのぼっているいろいろ給料の何%とかやるのが当然で、私も副管理者であります、稲葉市長が当然なるべきかと私は考えております。倫理条例等におかれましては、3年前つくった条例でございますので、我々も遵守に努めていきたいと考えております。

そのほか、町長として適任かということでございまして、いろいろ先ほど申したとおり、疑惑のデパートであります、告訴、告訴で何人が続きましたが、私も選挙で5選目戦ったわけですが、みんな5選とも大差で勝たせていただきまして、この間もまた6選目やるのかと。私も高齢だから、誰かやる人いるのではないかとございまして、私も老後を楽しみたいと思っておりますので……

（「そんな余計なことを言っていないで、早く終わりにしろよ」「議長、ちょっとうるさい議員さんを注意してください」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 議席での発言は控えてください。

町長（大久保 司君） また、先ほど八千代町の目玉は福祉でございます、これからも。

（「最高裁まで戦うかどうか、3点目のところは」と呼ぶ者あり）

町長（大久保 司君） 最後で。福祉優先でございますが、八千代町は基幹産業でありますので、農業が。18日は農協の常総ひかり100億円突破、私も招待されてございますが、この間も部会の役員総会がありました。八千代町は基幹産業が農業でございますので、大変土地も売らなくて済むということで、そういうことでございますので喜ぶような次第でございます。

先ほど傍聴人と言いましたが、議会は執行部の信をとるのが議会でございますので、傍聴人に聞かせるのが議会ではありませんので、それはご了解をいただきたいと思いません。

（何事か発言する者あり）

議長（上野政男君） お静かに願います。

町長（大久保 司君） 先ほど申したとおり、最後まで私も戦うつもりでおりますので、よろしく願いしたいと思います。

以上であります。

（「町長、最高裁」と呼ぶ者あり）

町長（大久保 司君） 今言ったのだけれども、最後まで戦うと。

（何事か発言する者あり）

議長（上野政男君） 以上で2番、国府田利明議員の質問を終わります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君） 国府田議員のお話聞いていて、14分あれなのだけれども、俺も10分あったのだけれども、結局は、先ほど国府田議員が言うように答弁漏れが激しいのよ。それをまた新議長になったばかりだから、余りきつく言うつもりもないのだけれども、肝心なことだけ1つ町長に、私の部分で大きなことが漏れているので、私は……

（「議長、許しちゃだめだよ、もう終わったんだから」と呼ぶ者あり）

13番（大久保敏夫君） 漏れたのだからだめだよ。答弁漏れを。

（何事か発言する者あり）

議長（上野政男君） 大久保議員、大久保議員の質問は終了しましたので、お願いします。

13番（大久保敏夫君） それは議長のほうで答弁漏れを見逃したからこういうことになっているのだよ。答弁漏れが、ではいいのだというのだったら、こっちが執行部のほうで答えなければそれでいいのだという話になるでしょうよ。

（何事か発言する者あり）

議長（上野政男君） 大久保議員に申し上げます。

以後十分気をつけてまいります。よろしく申し上げます。

（何事か発言する者あり）

議長（上野政男君） 以上で了解をお願いします。

13番（大久保敏夫君） 答弁漏れを見逃すのであれば、今度あれだよ、議会が動かなくなってしまうよ。今回は見逃すよ。そういうことになったのなら、私は議会を動かさないよ。

議長（上野政男君） 以後十分気をつけます。

13番（大久保敏夫君） 答弁漏れをそちらで見逃しておいて、答えさせないで進めてしまっておいて、それで今度は時間がないのだからということでこのままやるというのなら話がおかしくなってしまうのではないですか。

議長（上野政男君） 十分留意します。

以上で本定例会に提出されました通告による一般質問は全て終了しました。

これにて一般質問を終わります。

---

議長（上野政男君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

次会は、あす午前9時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会といたします。

（午後 零時45分）